

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号及び第3号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改め、同号ただし書中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同項第11号中「清掃する」を「清掃及び消毒をする」に改め、同項第13号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第14号中「オーバーフロー回収槽」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽」に改め、同項第17号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に改める。

別表第2から別表第4までの規定中「回収槽の水を浴用に」を「オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の8の項第6号（「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める部分に限る。）及び同項第11号の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市旅館業法施行条例別表第1の8の項第14号、別表第2の9の項第6号、別表第3の9の項第6号及び別表第4の7の項第6号の規定は、この条例の施行日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し、この条例の施行日前の同項の許可の申請に係

る施設については，大規模な増築，改築又は修繕をするまでの間は，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，厚生労働省が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」等の一部が改正されたことに伴い，条例で定める旅館業の施設における浴場の衛生措置の基準等を見直すため，所要の改正をする必要による。